

○ 株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年<sup>金融</sup>財務<sup>融</sup>省<sup>業</sup>告示第一号）  
経済産業省

改正案	現行
<p>（自己資本の額に加える調整）</p> <p>第三条 海外営業拠点（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する場合に株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の規則第二十六条第二項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額は、単体普通株式等Tier1資本の額（自己資本比率告示第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。以下同じ。）、単体その他Tier1資本の額（自己資本比率告示第十四条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。以下同じ。）及び単体Tier2資本の額（自己資本比率告示第十四条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。</p> <p>2   前項の単体普通株式等Tier1資本の額の算定に当たっては、自己資本比率告示第十七条第二号に掲げる額のうち、その他有価証券評価差額金（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する</p>	<p>（自己資本の額に加える調整）</p> <p>第三条 海外営業拠点（株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外営業拠点をいう。以下同じ。）を有する場合に株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）の規則第二十六条第二項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額は、単体基本的項目の額（自己資本比率告示第十七条に定める基本的項目の額をいう。以下同じ。）及び単体補完的項目の額（自己資本比率告示第十八条に定める補完的項目の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。</p> <p>2   前項の単体補完的項目の額の算定にあたっては、自己資本比率告示第十八条第一号に掲げる額は考慮しないものとし、その場合の単体補完的項目の額についても単体基本的項目の額を超えない</p>

る規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（財務諸表等規則第六十七条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、単体Tier 2資本の額は、単体普通株式等Tier 1資本の額にその他Tier 1資本の額を加えた額を超えない額とする。

3  
(略)

(連結自己資本の額に加える調整)

第五条 海外営業拠点を有する場合に商工組合中央金庫の規則第二十九条第四項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、連結普通株式等Tier 1資本の額（自己資本比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本の額をいう。以下同じ。）、連結その他Tier 1資本の額（自己資本比率告示第二条第二号の算式におけるその他Tier 1資本の額をいう。以下同じ。）及び連結Tier 2資本の額（自己資本比率告示第二条第三号の算式におけるTier 2資本の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。

2 法第二十六条第二項の場合において、同項に規定する子会社等に

額とする。

3  
(略)

(連結自己資本の額に加える調整)

第五条 海外営業拠点を有する場合に商工組合中央金庫の規則第二十九条第四項に規定する必要な調整を加えた自己資本の額（以下「調整自己資本額」という。）は、連結基本的项目の額（自己資本比率告示第五条に定める基本的项目の額をいう。以下同じ。）及び連結補完的项目の額（自己資本比率告示第六条に定める補完的项目の額をいう。以下同じ。）の合計額とする。

2 法第二十六条第二項の場合において、同項に規定する子会社等に

商工組合中央金庫の関連法人等（株式会社商工組合中央金庫法施行令（以下「令」という。）第七条第三項に規定する関連法人等を含む。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通株式等Tier 1資本の額、連結その他Tier 1資本の額及び連結Tier 2資本の額の合計額に当該関連法人等の単体普通株式等Tier 1資本の額に相当する額、単体その他Tier 1資本の額に相当する額及び単体Tier 2資本の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3 前二項の連結普通株式等Tier 1資本の額の算定に当たっては、自己資本比率告示第五条第一項第二号に掲げる額のうち、その他有価証券評価差額金（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。）第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（第四十三条の二第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額を考慮しない。ただし、この場合においても、連結Tier 2資本の額は、連結普通株式等Tier 1資本の額に連結その他Tier 1資本の額を加えた額を超えない額とする。

4 前項の規定は、第二項の関連法人等の単体普通株式等Tier 1

商工組合中央金庫の関連法人等（株式会社商工組合中央金庫法施行令（以下「令」という。）第七条第三項に規定する関連法人等を含む。以下同じ。）が含まれる場合の調整自己資本額は、第一項の規定にかかわらず当該関連法人等を除いて算出した連結基本的项目の額及び連結補完的项目の額の合計額に当該関連法人等の単体基本的项目の額に相当する額及び単体補完的项目の額に相当する額の合計額を加えたものとする。

3 前二項の連結補完的项目の額の算定にあたっては、自己資本比率告示第六条第一項第一号に掲げる額を考慮しないものとし、その場合の連結補完的项目の額についても連結基本的项目の額を超えない額とする。

4 前項の規定は、第二項の関連法人等の単体基本的项目の額及び単

5  
(略)

資本の額に相当する額、単体その他Tier1資本の額に相当する額及び単体Tier2資本の額に相当する額の算定について準用する。

5  
(略)

体補完的項目の額について準用する。